

枚方市条例第 4 号

枚方市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、枚方市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 上下水道事業の経営上の重要な課題に関する事項
- (2) 上下水道事業の経営及び事業の計画に関する事項
- (3) 上下水道事業の経営及び事業の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営及び事業に関し管理者が必要と認める事項

2 審議会は、前項に規定する事項について管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 企業経営に関する専門的知識を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し管理者が適当と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第5条 管理者は、審議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
(会議)

第7条 審議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、管理者）が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第9条 会長は、審議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第10条 審議会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 [平成28年3月14日公布]

この条例は、平成28年4月1日から施行する。